



<p>(組織)</p> <p>第4条 協議会の委員は20人以内とし、次にあげるものをもって構成する。</p> <p>(1) 形成計画を作成しようとする地方公共団体</p> <p>(2) 関係する公共交通事業者等、道路管理者、その他形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者</p> <p>(3) 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他市長が必要と認める者</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(組織)</p> <p>第4条 協議会の委員は20人以内とし、次にあげるものをもって構成する。</p> <p>(1) 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体</p> <p>(2) 関係する公共交通事業者等、道路管理者、その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者</p> <p>(3) 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他市長が必要と認める者</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>改正</p>
---	---	-----------